

南相馬市地域防災計画

【津波災害対策編】

目 次

第1章 応急活動体制	1
第1節 動員配備	1
第2節 活動体制	2
第2章 避難対策	5
第1節 災害情報の収集・伝達	5
第2節 避難活動	7

第1章 応急活動体制

第1節 動員配備

第1 配備体制の確立

1 配備体制

市の配備体制は、次のとおりである。

配備体制 [本部]	配備基準	組織	配備要員
警戒配備体制	<ul style="list-style-type: none"> 津波予報区の「福島県」に津波注意報が発表されたとき 市長が必要と認めたとき 	<ul style="list-style-type: none"> ○本部長：市長 ○本部員：各部長 ○事務局：総括班、広報班、情報収集班、連絡調整班 ※災对本部の組織を準用 	財政班 生涯学習班 社会福祉班 健康福祉班 土木班 区対策部 ※災对本部の組織を準用
第一非常配備体制 [災害対策本部]	<ul style="list-style-type: none"> 津波予報区の「福島県」に津波警報が発表されたとき 市長が必要と認めたとき 	<ul style="list-style-type: none"> ○本部長：市長 ○本部員：各部長 ○本部付：消防署長、消防団長、警察署長 ○本部事務局：総括班、広報班、情報収集班、連絡調整班 	各班で定める。
第二非常配備体制 [災害対策本部]	<ul style="list-style-type: none"> 津波予報区の「福島県」に大津波警報が発表されたとき 大規模な災害が発生した場合 市長が必要と認めたとき 	<ul style="list-style-type: none"> ○本部長：市長 ○本部員：各部長 ○本部付：消防署長、消防団長、警察署長 ○本部事務局：総括班、広報班、情報収集班、連絡調整班 	各班で定める。

2 配備の決定

津波情報による自動配備を基本とする。

その他、災害警戒本部、災害対策本部で検討し市長が決定する。

第2 動員

1 動員の方法

(1) 勤務時間内

勤務時間内は、庁内放送及び電話連絡等により、総務課が部長、課長に配備体制の伝達を行う。

各部長、課長は、この情報に基づき、必要な職員の動員・配備を行う。

- (2) 勤務時間外
津波注意報・警報による自動参集とする。

2 参集場所

勤務時間内及び勤務時間外ともに、参集場所は各自の勤務場所又は指定場所とする。参集した職員は、所属単位に事務局に参集報告を行う。

第2節 活動体制

第1 警戒配備体制

副市長を本部長として、災害対策本部に準じた班を配備する。本部の運営は、災害対策本部に準ずる。

第2 災害対策本部

1 災害対策本部の設置

市長は、大規模な災害の発生するおそれがあり、又は災害が発生し、その対策を要する場合は、災害対策本部を設置する。

大津波警報が発表された場合は、自動的に設置する。

2 本部の設置場所

災害対策本部は、本庁舎2階正庁に設置する。

本庁舎が使用できない場合は、次の候補施設から災害状況等を勘案して移設場所を選定する。

鹿島区役所、図書館、防災センター

3 災害対策本部の運営

(1) 指揮

本部長は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

本部の設置及び指揮は、本部長の権限により行われるが、本部長の判断を仰ぐことができない場合は、次の順によりその権限を委任したものとする。

第1位 副市長	第2位 教育長	第3位 防災担当部長
---------	---------	------------

(2) 災害対策本部員会議

本部長は、災害情報を分析し、対策の基本方針を協議するため、本部員会議を開催する。

本部員会議は、本部長、副本部長、本部員で構成する。

本部員が出席できない場合は、当該部の次席責任者が代理として出席する。

本部員会議の協議事項は、次のとおりである。

ア 災害対策本部の配備体制の決定、変更及び解散に関すること。
イ 重要な災害情報の収集及び伝達に関すること。
ウ 避難勧告・指示等及び警戒区域の設定に関すること。
エ 県及び他の市町村への応援要請に関すること。
オ 自衛隊の災害派遣要請の要求、防災関係機関等に対する応援要請に関するこ

と。
カ 災害対策の調整に関すること。
キ その他重要な防災に関すること。

(3) 災害対策本部設置の通知

災害対策本部を設置したときは、直ちにその旨を県、警察署、消防本部（南相馬消防署、小高分署、鹿島分署）、防災会議委員に通知するほか、Lアラート、市ホームページを通じて公表する。

(4) 関係機関連絡室の設置

災害対策本部を設置した場合、必要に応じて、関係機関連絡室のスペースを確保し、防災関係機関の連絡員の派遣を求める。

(5) 各部班の事務分掌

災害対策本部を構成する部班の事務分掌は、資料編に示す。

なお、災害応急対策の実施にあたって、職員不足等により十分な対応が困難な場合は、災害対策本部員会議等で調整の上、本部長の命により臨機な人員配置を行うものとする。

4 本部機能等の維持

(1) 庁舎機能

市は、庁舎建物及びライフライン機能の点検を行い、非常電源用の燃料確保、仮設トイレの設置等の本部機能を維持する。

(2) 災害対策要員の補給

市は、災害対策要員の仮眠・休憩場所の確保、食料・飲料水・資機材等の供給を行う。

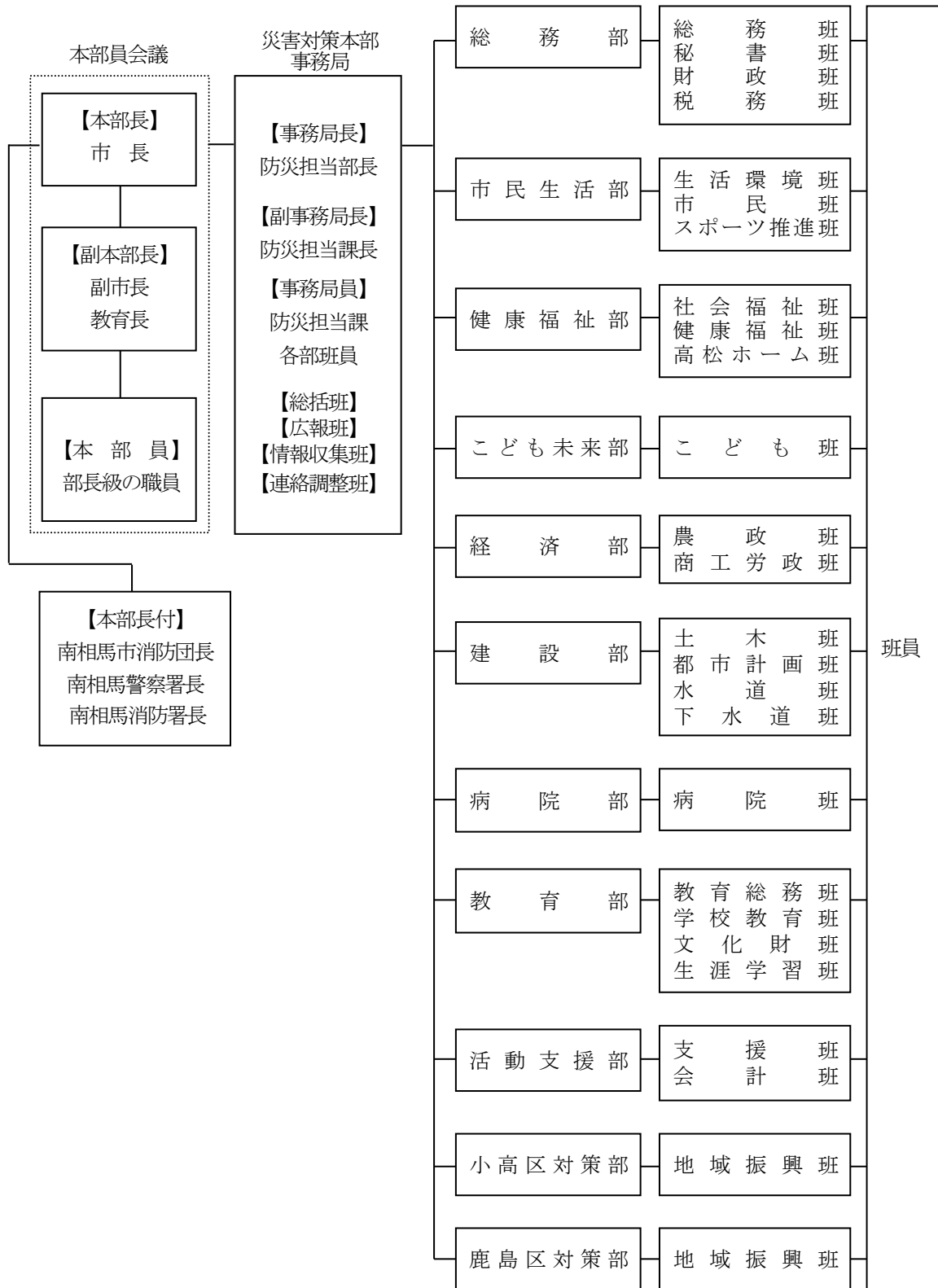
5 災害対策本部の解散

本部長は、市域に災害の発生するおそれなくなった場合、又は当該災害に係る応急対策が概ね完了したと認められるときは、災害対策本部員会議を開催し、災害対策本部を解散する。

第3 災害対策本部の組織

災害対策本部の組織は、次のとおりである。

●本部組織



第2章 避難対策

項目	市担当	関係機関
第1節 災害情報の収集・伝達	総括班、情報収集班	福島地方気象台、相馬地方消防本部（南相馬消防署、小高分署、鹿島分署）、南相馬警察署
第2節 避難活動	総括班、広報班、スポーツ推進班、社会福祉班、健康福祉班、こども班、土木班、教育総務班、生涯学習班	相馬地方広域消防本部（南相馬消防署、小高分署、鹿島分署）、相馬市消防団、相双建設事務所、南相馬警察署、磐城国道事務所、東日本旅客鉄道（株）

※避難活動後の避難生活及び各種災害応急対策、災害復旧については、一般災害対策編に準ずるものとする。

第1節 災害情報の収集・伝達

第1 津波情報の収集・伝達

1 津波警報・注意報

気象庁から発表される津波警報・注意報は、次のとおりである。本市が属する津波予報区は、「福島県」である。

なお、大津波警報は、特別警報に位置付けられている。

種類	発表基準	発表される津波の高さ	
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震 の場合の 発表
大津波 警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大
		10m (5m<予想高さ≤10m)	
		5m (3m<予想高さ≤5m)	
津波 警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い
津波 注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)

2 津波情報

気象庁は、津波警報・注意報を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報で発表する。

種類	内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報・注意報の種類の表に記載）を発表

第2節 避難活動

第1 津波の警戒

1 津波の警戒体制

消防本部（南相馬消防署、小高分署、鹿島分署）及び消防団は、津波注意報・警報が発表された場合、次の警戒体制をとる。

発表区分	警戒区域	区	警戒担当	通報及び連絡者	巡視者及び連絡者
注意報	津波危険区域 一円	全区	消防署	消防署員	消防署員
警報	村上海岸	小高区	小高区団 第3分団	小高区団 第3分団長	区団第3分団各部部长
	角部内海岸				
	浦尻海岸				
	南右田海岸	鹿島区	鹿島区団 第1・2分団	鹿島区団 第1・2分団長	区団第1分団第2部部长
	烏崎地区海岸				区団第2分団第6部部长
	渋佐海岸	原町区	原町区団 第1分団	原町区団 第1分団長	区団第1分団第6部部长
	萱浜海岸				区団第3分団第3部部长
	小沢海岸				区団第3分団第9部部长
北泉海岸	区団第4分団第1部部长				

2 津波警戒の呼びかけ

消防本部（南相馬消防署、小高分署、鹿島分署）及び消防団は、担当区域において広報車や拡声器等により、海岸付近にいる人やドライバーに津波の警戒及び避難を呼びかける。

市は、防災行政無線屋外拡声器や緊急情報メールで、津波の警戒や危険区域からの避難を広報する。

3 水門等の操作

市及び消防団は、津波注意報・警報が発表された場合、水門の操作を行う。

4 安全の確保

消防本部（南相馬消防署、小高分署、鹿島分署）及び消防団は、津波の警戒及び水門等の操作にあたって、あらかじめ定めたルールに基づき、津波到達時間の前に安全な場所に避難を完了するよう行動する。

5 津波の監視

消防本部（南相馬消防署、小高分署、鹿島分署）及び消防団は、津波浸水想定区域外の高台で津波を監視する。

第2 交通規制等

1 道路の交通規制

警察、道路管理者は、津波警報が発表された場合、浸水が想定される道路に規制点を設け、通行を規制し、迂回路を指示する。

2 公共交通機関

東日本旅客鉄道（株）、バス事業者は、津波警報が発表された場合、鉄道、バスの運行を停止する等の措置をとる。

第3 避難勧告・指示（緊急）等の発令

1 避難勧告・指示（緊急）等の発令

市長は、津波注意報・津波警報が発表された場合、津波避難計画に基づき設定した避難区域等に対し、避難勧告・避難指示（緊急）を発令する。

なお、遠地津波の場合は、避難勧告・指示（緊急）に先立ち、避難準備・高齢者等避難開始を発令し、避難行動要支援者の避難を促す。

2 避難勧告・指示（緊急）等の伝達

市は、次の手段を用いて、避難勧告・指示（緊急）等を伝達する。

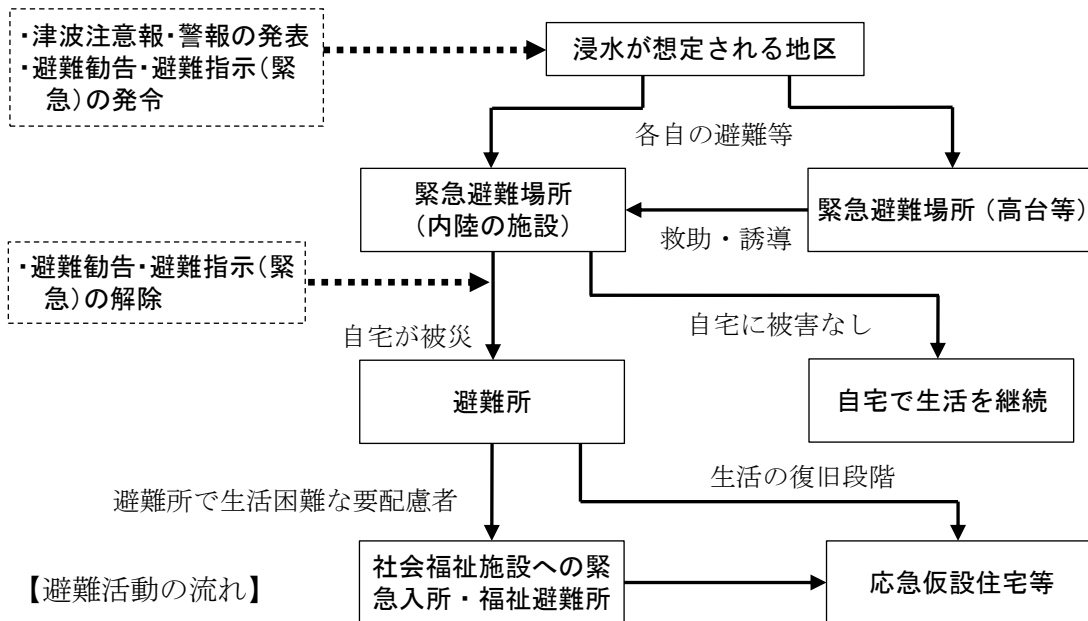
- | | | |
|-------------|------------|-------------|
| (1) 防災行政無線 | (2) 広報車 | (3) 緊急情報メール |
| (4) 公式ツイッター | (5) ホームページ | (6) Lアラート |

第4 避難活動

1 津波避難の基本

津波避難の基本は、次のとおりである。

- | |
|---|
| (1) 地震の覚知、津波注意報・警報、避難勧告・指示（緊急）を知った場合は、各自が安全な内陸部又は緊急避難場を目指して避難する。 |
| (2) 避難する場合は、できるだけ徒歩で避難する。やむを得ない場合は自動車を活用する。 |
| (3) 緊急避難場所では、避難勧告・指示（緊急）が解除されるまで、その場に留まる。なお、高台等に避難した場合は、ヘリコプターその他で救助又は誘導する。 |
| (4) 避難勧告・指示（緊急）が解除され、津波浸水がない場合は、自宅での生活を継続する。 |
| (5) 住家が被災した場合は、避難所を開設し避難者を受け入れる。 |



2 避難誘導

緊急避難は、各自が行うことが原則である。

避難のため十分な時間がある場合は、市、消防職員、消防団員、警察官、自主防災組織・自治会等の住民が避難誘導を行う。

なお、避難行動要支援者の避難支援は、一般災害対策編を準用する。

3 高台からの救助

高台等の緊急避難場所に避難し、孤立している場合は、ヘリコプターによる救助や消防団員等による誘導により、内陸の緊急避難場所に受け入れる。

緊急避難場所・避難所の設置・運営については、一般災害対策編 第1部第6章第2節を準用する。

